

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業）
分担研究報告書

新しい行動様式の変化等の分析・把握を目的とした縦断調査の利用方法の開発と厚生労働行政に対する提言に関する研究

「仕事と家庭についての意識と結婚確率の分析」

分担研究者 四方理人 所属 関西大学

研究要旨：本研究は、『21世紀成年者縦断調査』を用いて女性の就業の継続や家事・育児に対する意識が結婚確率に与える影響について分析を行った。分析結果から、結婚時において就業継続を志向する場合、結婚時退職を志向するより結婚確率が高い一方、逆に出産時に就業継続を志向する場合では、出産時退職の志向より結婚確率が低くなることがわかった。また、家事については、「妻が主として責任をもつ」より「夫婦いずれもが同様に責任をもつ」と考える場合において結婚確率が低くなっていた。出産での就業継続の困難や日本において家事・育児時間の男女での著しい不均衡という問題が、結婚を遅らせることになっていることを示唆する結果となった。

A. 研究目的

女性の性別役割分業意識の変化が生じて いる一方で、実際の家庭内での家事負担が 女性に偏っていることや、出産時の就業継 続が難しいことなどが知られている。女性 のライフコースについての志向と実際に結 婚した場合の家事や育児と仕事の両立にお いても問題に齟齬が生じているために、結 婚確率が低下している可能性がある。

B. 研究方法

そこで、『21世紀成年者縦断調査』を用いて、第1回調査時点における結婚、出産時の就業継続についての意識と世帯の収入や家事育児の責任あり方についての設問から、結婚、出産時のそれぞれの就業継続志向と退職志向の変数および家庭の収入、家

事、育児の責任のあり方についての志向に についての変数を構築し、それらの変数が結 婚確率に与える影響についての分析を行っ た。

(倫理面への配慮) 特に必要なし

C. 研究結果

結婚時において就業継続を志向する場合、結婚時退職を志向するより結婚確率が高い一方、逆に出産時に就業継続を志向する場合では、出産時退職の志向より結婚確率が低くなることがわかった。また、世帯の収入について、「夫が主として責任をもつ」と考える場合と「夫婦いずれもが同様に責任をもつ」と考える場合で結婚確率に有意な差はなかったが、家事については、「妻が主

として責任をもつ」より「夫婦いずれもが同様に責任をもつ」と考える場合において、結婚確率が低くなっていた。

D. 考察

まず、結婚時に退職する志向は、結婚後仕事につかないという志向であろう。この場合、配偶者は高い収入が必要となり、高い収入の相手を見つけることが困難な場合は、結婚しにくくなると考えられる。そして、出産時の就業継続については、日本では、育児と仕事の両立が困難であり、それが可能になる環境が整わない限り結婚が難しいということを示唆しているだろう。

E. 結論

出産での就業継続という仕事と育児という生活上の困難や日本において家事・育児時間の男女での著しい不均衡という問題が、結婚を遅らせることになっていることを示唆する結果となつた

F. 研究発表

1. 論文発表
なし
2. 学会発表
なし

G. 知的財産権の出願・登録

なし

第3章：仕事と家庭についての意識と結婚確率の分析

四方理人（関西大学）

要旨

本研究は、『21世紀成年者縦断調査』を用いて、女性の就業の継続や家事・育児に対する意識が結婚確率に与える影響について分析を行った。分析結果から、結婚時において就業継続を志向する場合、結婚時退職を志向するより結婚確率が高い一方、逆に出産時に就業継続を志向する場合では、出産時退職の志向より結婚確率が低くなることがわかった。また、世帯の収入について、「夫が主として責任をもつ」と考える場合と「夫婦いずれもが同様に責任をもつ」と考える場合で結婚確率に有意な差はなかったが、家事については、「妻が主として責任をもつ」より「夫婦いずれもが同様に責任をもつ」と考える場合において、結婚確率が低くなっていた。出産での就業継続という仕事と育児という生活上の困難や日本において家事・育児時間の男女での著しい不均衡という問題が、結婚を遅らせることになっていることを示唆する結果となった。

1. はじめに

これまで多くの研究で、性別役割分業の変化により晩婚化・非婚化が引き起こされると論じられてきた(Becker 1991,など)。だが、日本においては女性の高学歴化や就業機会の拡大が起こったが、有配偶女性にとっての性別役割分業の変化は小さい¹。確かに教育水準の高い女性や専門職の女性は、結婚の確率が低下しているが、女性の教育水準や職業の変化は、結婚確率の低下を十分に説明するものではないとされている(Tsuya and Mayson 1995, Raymo 2004)。そこで、若い女性の社会経済的地位の変化と同時にその意識の変化が晩婚化や非婚化を引き起こしていると指摘され(阿藤 1997 など)、女性は伝統的な性別役割の結婚ではなく、男女が平等主義的な関係となる結婚を求めているが、男性の考え方もしくは結婚制度が変化しないために、結婚が起こりにくくなると議論される(Tsuya and Mayson 1995)。

すなわち、女性が伝統的な性別役割を求めなくなることが晩婚化や非婚化を引き起こすとすると、これまで多くの研究で用いられてきた「男は仕事、女は家庭」という性別役割分業意識が強いほど結婚の確率が高くなると考えられるだろう。同様に、ライフコースとして、専業主婦になることを志向する女性は、結婚や出産後も

¹ 日本は、夫と妻で著しい家事・育児時間の差があることが知られている(Tamiya and Shikata 2010)。

仕事を辞めないことを志向する女性より、結婚する確率が高くなると考えられる。

しかしながら、男性が賃労働のみを行い、女性が家庭内労働のみを行うという完全な性別役割分業は少数派であり、女性のライフコースにおいても、結婚後全ての期間で専業主婦となる場合もあるが、結婚後仕事を続けるが、出産時には仕事をやめるといった場合や、育児の終了後に再就職するといったいくつもの選択肢が存在する。

本稿では、このような性別役割とライフコースの差がどのように結婚確率に影響するのかを考察するため、仕事や家事に対する性別役割分業意識や結婚退職や出産退職といったライフコースにおける志向が結婚確率に与える影響について分析を行う。具体的には、『21世紀成年者縦断調査』のパネルデータを用いて、未婚者が結婚後どのようなライフコースを希望するかという志向と、結婚後の仕事と家事・育児の夫婦の分担についての意識のそれぞれが結婚確率に与える影響についての分析を行う。

2. 先行研究と問題設定

日本における性別役割分業に関する意識と結婚の確率について、Tsuya and Mayson (1995)は、生育地が都市部の女性は農村部となる女性より結婚確率が低くなることから、伝統的な価値観に否定的になるほど結婚が遅れるのではないかと考察している。

しかし、アメリカの実証研究では、性別役割分業に関する意識と女性の結婚の確率に系統だった関係は観察されていない。アメリカにおける性別役割分業に関する意識と結婚の確率についてパネルデータを用いた分析では、家庭内の男女関係について伝統的な性別役割分業より平等主義的な考え方の強い男性は同棲を行なう確率が高くなるが、男女共に結婚する確率と性別役割分業に対する意識の間には系統だった影響が見出せない (Kaufman 2000, Clarkberg et al 1995, Sassler and Schoen 1999)。

だが、このような性別役割分業に関する意識(attitude)より、志向(intention)や選好(preference)が重要であるという見解が存在する。Fishbein and Ajzen (1975)は、行為を予測する場合、意識よりその行為に対する志向がふさわしいとしている。また、Hakim(2003)は、性別役割分業意識などの社会意識より、生活スタイルに対する選好が、予測変数としてずっと説明力が高いとしている。そして、個々人の女性の就業の差は、その生活スタイルに対する選好の差によってより説明可能であるとしている。Hakim (2000)は、女性の家庭生活と就業への選好には、異質性(heterogeneity)が存在するとして、自身の選好のアイデンティティーが「家族中心型」か「仕事中心型」か「適応型(adaptive)」かにより、就業を決定しており、教育水

準や配偶者の職業階層よりずっと説明力が高いとしている。

Hakim(2000)はクロスセクションの選好を扱っているが、日本においてはライフコースにおいてどのような選択を志向するかという就業志向の分析が重要であろう²。

では、就業志向と結婚の確率についてどのような、仮説が考えられるだろうか。Becker(1981)が考えるよう性別役割分業によりカップルの利益が増加するとするなら、専業主婦志向は性別役割分業と整合的であり、結婚の確率が高くなるであろう。一方、結婚後も就業の継続を志向する場合は、結婚する利益は少なく、結婚の確率が低くなると考えられる。また、アメリカでは性別役割分業に関する意識は結婚の確率に影響を与えてなかったが、日本はアメリカより性別役割分業が強固な社会であると考えられ、日本においては専業主婦志向の場合において結婚の確率が高くなるかもしれない。

本稿ではパネルデータを用いて結婚より前の時点におけるライフコースについての志向と性別役割分業についての志向についての変数を構築し、その志向が結婚確率に与える影響の分析を行う。ライフコースについての志向についての変数は、結婚時および出産時のそれについて、就労を継続するか退職するかについての設問から構築した³。出産により女性の就業は中断されるため、育児や中断による賃金の低下が大きな出産についての機会費用となる多くの研究が指摘している(仙田・樋口 2000、阿部 2001 など)。そのため、就業を続けるために出産を控えることを意識している可能性がある。日本においては、婚外出生の割合が1~2%と非常に低く、また、2002年において、45~49歳の有配偶女性で子供がない者は4.1%となっており、ほとんどの夫婦が子供を出産している(国立社会保障・人口問題研究所編 2005)。このように、社会的に結婚と出産の結びつきが強いいため、個人レベ

² 実際に、そのようなライフコースに対する就業志向は結婚後の女性の就業に決定的に影響を与えている。武内(2004)は、家計経済研究所の『消費生活に関するパネル調査』の個票データを用いて有配偶女性の就業行動を分析することで、配偶者の所得と女性の就業率に関する有名な「ダグラス=有澤法則」を検証している。武内(2004)の分析結果では、固定効果モデルにおいては、「ダグラス=有澤法則」は妥当せず、夫の所得の変動は妻の就業行動に有意な影響を与えない。そして、未婚時の「就業意志」がランダム効果モデルにおいて就業確率に有意に影響することを見出している。ここから、クロスセクションデータによる分析における、夫の所得が上昇すると妻の就業確率が下がるという現象(「ダグラス=有澤法則」)は、夫の所得の上昇が女性の就業を抑制しているのではなく、就業に対する志向が低い女性が高所得の男性を選択することにより生じていることが示唆される。未婚女性の就業志向と配偶者選択の関係こそが、有配偶女性の就業行動を説明することとなるであろう。就業志向と結婚確率の分析は、日本の女性就業を考える上でも重要であると考えられる。

³ 四方(2004)は、学卒時に希望したライフコースという履歴情報から、就業志向を「就業継続志向」、「再就職志向」、「専業主婦志向」の3つに分類し、結婚の分析を行っている。

ルにおいても結婚時に出産を意識せざるを得ないであろう。出産時のライフコースについての志向も結婚の確率に影響を与える可能性がある。

3. 使用データについて

本稿で用いるデータは『21世紀成年者縦断調査』の第1回調査から第9回調査（2002年調査から2010年調査）までの個票データである。ここでは、第1回調査で配偶者がおらず、また、子供と同居していない女性を分析対象とした⁴。

使用変数として、ライフコースにおける就労志向については、以下の結婚と出産時についての第1回調査の設問から変数を構築した。

問「結婚した後も現在の仕事を続けますか」

「1. 結婚した後も続ける 2. 結婚を機にやめる 3. 考えていない」

問「出産した後も現在の仕事を続けますか。」

「1. 出産した後も続ける 2. 出産を機にやめる 3. 考えていない」

まず、結婚後に仕事を続ける場合は、「結婚時就業継続志向」とし、結婚を機に止める場合は「結婚時退職志向」とした。同じく出産時に仕事を続ける場合は、「出産時就業継続志向」、出産を機に止める場合は「出産時退職志向」とした。なお、この設問は、結婚について「絶対にしたくない」と回答している場合と子供について「絶対にほしくない」と回答している場合については、聞かれていないため、そのように回答した場合はサンプルから除かれている。

次に、結婚後の性別役割分業に対する志向として、以下の設問から変数を構築した。

問「夫婦のいずれが責任をもつ家庭を築きたいと思いますか」

(1) 世帯の収入、(2) 家事、(3) 育児のそれぞれについて、「夫が主として責任をもつ家庭」「妻が主として責任をもつ家庭」「夫婦いずれも同様に責任をもつ家庭」「わからない」を選択する形式となっている。そこで、それぞれをカテゴリー変数としたが、世帯の収入について「妻が主として責任をもつ家庭」とする場合および、家事と育児のそれぞれで「夫が主として責任をもつ家庭」と選択する場合、それぞれ少数となるので、サンプルから除いている。

そのほかの変数として、教育水準、就労形態の変数を用いている。なお、無業の

⁴ 本調査では、配偶者がいない者について、未婚と離死別の区別がつかないため、一部離死別者が入っていると考えられる。

場合は、結婚、出産時の就業継続ができないので、サンプルから除いている。

分析手法は、分析手法は離散時間ロジット分析である。基底時間は年齢であり、基底時間の始まりはデータにおいて最も初婚年齢が若い 24 歳となる。また、調査 1 年目において 24 歳以上であった場合は、リスク期間の始まりが観察期間より前になる。これは、左センサリングの一種である。しかし、山口（2001）によると離散時間ロジット分析により、調査 1 年目における年齢まで結婚が起こっていないという条件の下、観察期間内の各年齢における結婚の生起確率を計算することができる。

4. 分析結果

まず、表 1 は基本統計量である。結婚時の就業について退職志向は 19%、継続志向は 37% と継続を志向している割合のほうが高い。しかしながら、「考えていない」とする割合が 44% と半数近くになっている。次に、出産時については、退職志向が 22%、継続志向が 28% と継続志向の割合のほうが高い。ただし、ここでも「考えていない」が 50% と高い割合になっている。

同じく表 1 の基本統計量から性別役割分業についての志向については、世帯所得が夫の責任とする割合が 51%、夫婦いずれも同様の責任と考える割合が 41% となっている。そして、家事については、主に妻に責任と考える割合が 37%、夫婦いずれも同様に責任と考えるわりあいが 58% となっている。育児については、主に妻に責任と考える割合が 6% とわずかであり、夫婦ともに責任と考える割合が 90% となっている。このように、女性においては、世帯所得について主に夫の責任と考えている一方、家事および育児においては夫婦のいずれにも責任と考えている割合が高くなっている。

【表 1 を挿入】

表 2 は、分析結果である。まず、ライフコースに対する志向についての変数を用いているモデル①については、結婚時において就業継続志向は退職志向より有意に結婚確率が高くなる。その一方で、出産時の就業継続志向では退職志向より結婚確率が低くなることがわかった。すなわち、結婚退職に対する志向は結婚確率を低下させる一方で、出産退職に対する志向は結婚確率を上昇させている⁵。なお、結婚時においても出産時においても、就業の継続について調査時点での「考えていない」場合においては、退職志向より有意に結婚確率が低くなっている。結婚や出産時におけるライフコースについて、具体的に思考できていない場合は結婚確率が低くなっていると考えられる。

⁵ ただし、出産時の就業に対する志向の変数を投入せず、結婚時の就業に対する志向のみを用いた分析では、「結婚退職志向」は有意な影響を与えていない。

次に、モデル②では、夫婦での世帯収入や家事・育児についての分担に対する志向についての変数を加えたものである。世帯の収入について、「夫が主として責任をもつ」と考える場合と「夫婦いずれもが同様に責任をもつ」と考える場合において結婚確率に有意な差はなかった。一方で、家事については、「妻が主として責任をもつ」より「夫婦いずれもが同様に責任をもつ」と志向する場合において結婚確率が低くなっていた。

【表 2 を挿入】

5. 終わりに

日本においては、低出生率が続いている、未婚化がその主な要因となっている。未婚化については、女性の就労環境が良好になり、多くが就業を行うことになったこと以外に、性別役割分業についての意識に変化が生じていることも理由であると考えられる。しかしながら、結婚後も仕事を続けることが一般的になっている一方で、家事や育児の分担が著しく妻に偏ったままである。また、出産時においての就業の継続は難しく、多くが離職する。このように、性別役割分業に対する意識が変化する一方で、女性の結婚後の家事や育児の負担が大きい状況が続いている。

そこで、性別役割分業に対する意識やライフコースにおいての志向の変化が晩婚化や非婚化を進めているという仮説を検証する必要がある。本研究では、結婚や出産時の就業継続に対する志向や結婚後の収入や家事・育児のあり方についての志向が結婚確率に与える影響についての分析を行った。

分析結果としては、ライフコースに対する志向について、結婚時において就業継続志向は退職志向より有意に結婚確率が高くなる一方で、出産時の就業継続志向では退職志向より結婚確率が低くなることがわかった。すなわち、結婚時の就業継続志向は結婚確率を上昇させる一方で、逆に出産時の就業継続志向は結婚確率を低下させている。また、世帯収入に対する責任が、夫にあるか夫婦が同様にあるかについては、有意な差はなかったが、家事に対して主に妻に責任があると考える場合より、夫婦ともに責任があると考える場合に結婚確率が低くなっていた。

以上の分析結果から、結婚退職を志向する場合結婚確率が低下することから、結婚による性別役割分業を志向すると結婚しやすくなるとは限らないということがわかった。しかしながら、出産による就業継続を志向すると結婚確率が低くなる。また、家事の責任を夫婦ともにあると考える場合も結婚確率が低くなる。これらは、性別役割分業に反する志向を持つ場合に結婚しにくくなるという仮説と整合的である。この一見矛盾した分析結果についてどのような解釈が可能であろうか。まず、結婚時に退職する志向は、結婚後仕事につかないという志向であろう。この場合、配偶者は高い収入が必要となり、高い収入の相手を見つけることが

困難な場合は、結婚しにくくなると考えられるだろう。そして、出産時の就業継続については、前述したように日本では、育児と仕事の両立が困難であり、それが可能になる環境が整わない限り結婚が難しいということを示唆しているだろう。また、家事負担を夫婦同様の責任と考える場合に結婚確率が低くなってしまい、家事負担が妻に偏っている現状においては、出産後の家庭と育児の両立を考える女性にとって、結婚後の家事負担のあり方が、結婚の障害になることが示唆される。

<参考文献>

- Amato, Paul R. and Alan Booth. (1995) "Changes in Gender Role Attitudes and Perceived Marital Quality." *Am. Sociol. Rev.* 60:1, pp. 58-66.
- Barber, Jennifer S. and William G. Axinn. (1998) "Gender Role Attitudes and Marriage among Young Women." *Sociological Quarterly* 39:1, pp. 11-31.
- Becker, G. S. (1991). *A Treatise on the Family* (enlarged edition), Harvard University press
- Beets, Gijs C. N.; Aart C. Liefbroer and Jenny De Jong Gierveld. (1997). "Combining Employment and Parenthood: A Longitudinal Study of Intentions of Dutch Young Adults." *Population Research and Policy Review* 16:5, pp. 457-74.
- Blossfeld, H-P. eds. (1995). *The New Role of Women: Family Formation in Modern Societies*. :Westview Press
- Bulcroft, Richard A. and Kris A. Bulcroft. (1993). "Race Differences in Attitudinal and Motivational Factors in the Decision to Marry." *Journal of Marriage & Family* 55:2, pp. 338-55.
- Clarkberg, M.; R. M. Stolzenberg and L. J. Waite. (1995). "Attitudes, Values, and Entrance into Cohabitational Versus Marital Unions." *Social Forces* 74:2, pp. 609-32.
- Fishbein, M. and Ajzen, I. (1975) *Belief, attitude, intention, and behavior : an introduction to theory and research*, Addison-Wesley Pub. Co.
- Goldscheider, Frances K. and Calvin Goldscheider. (1992). "Gender Roles, Marriage, and Residential Independence." *Sociological Forum* 7:4, pp. 679.
- Goldscheider, Frances Kobrin and Linda J. Waite. (1986). "Sex Differences in the Entry into Marriage." *American Journal of Sociology* 92:1, pp. 91-109.
- Hakim, Catherine (2000) *Work-Lifestyle Choices in the 21st Century*, Oxford University Press .
- Hakim, Catherine. (2003). "A New Approach to Explaining Fertility Patterns: Preference Theory." *Population and Development Review* 29:3, pp. 349-74.

- Johnson, Monica Kirkpatrick. (2005)."Family Roles and Work Values: Processes of Selection and Change."Journal of Marriage & Family 67:2, pp. 352-69.
- Kaufman, Gayle. (2000)."Do Gender Role Attitudes Matter?"J. Fam. Issues 21:1, pp. 128-44.
- Lesthaeghe, R. eds. (2002), Meaning and Choice: Value Orientations and Life Course Decisions (NIDI CBGS publ., 37)
- Moors, G. (2002). "Reciprocal Relations between Gender Role Values and Family Formation." In R.J. Lesthaeghe eds. (pp. 217-250).
- Ono, Hiromi.(2003)"Women's Economic Standing, Marriage Timing, and Cross-National Contexts of Gender."Journal of Marriage & Family 65:2, pp. 275-86.
- Oppenheimer, Valerie K. (1988)."A Theory of Marriage Timing: Assortative Mating Under Varying Degrees of Uncertainty."American Journal of Sociology 94:pp. 563-91.
- Oppenheimer, Valerie K. (1997)." Women's Employment and the Gain to Marriage: The Specialization and Trading Model." Annual Review of Sociology 23:1, pp. 431.
- Pi-Ling Fan and Margaret Mooney Marini. 2000."Influences of Gender-Role Attitudes during the Transition to Adulthood." Soc. Sci. Res. 29:2, pp. 258-83.
- Raymo, James M. (2003), "Educational Attainment and the Transition to First Marriage among Japanese Women" Demography Feb, pp.83-103.
- Sassler, Sharon and Robert Schoen. 1999."The Effect of Attitudes and Economic Activity on Marriage." Journal of Marriage & Family 61:1, pp. 147-59.
- Tamiya, Yuko, and Masato Shikata "Analysis of Time Use Surveys on Work and Care in Japan"Time Use Studies and Unpaid Care Work, edited by Debbie Budlender, Ch6, pp.142-170,Routledge, 2010 July.
- Tsuya,Noriko O. and Karen. O. Mason. (1995), "Changing Gender Roles and Below-Replacement Fertility in Japan," K.O.Mason and A. Jensen eds. , Gender and Family Change in Industrialized Countries, Clarendon Press
- 阿部正浩(1999)「少子化社会における労働市場－女性の結婚と労働力供給の視点からー」『季刊・社会保障研究』Vol34 No.4 :pp361-373
- 阿藤誠(1997)「日本の超少産化現象と価値観変動仮説」『人口問題研究』53(1) pp.3-20.
- 岩澤美帆(1999)「だれが「両立」を断念しているのか——未婚女性によるライフコ-ス予測の分析」『人口問題研究』55(4), pp.16-37.
- 岩澤美帆(2002)「近年の期間 TFR 変動における結婚行動および夫婦の出生行動の変化の寄与について」『人口問題研究』58(3) pp.15-44.
- 国立社会保障・人口問題研究所編(2005)『人口の動向 日本と世界』(人口統計資料集 2005)
- (財)厚生統計協会
- 永瀬伸子(2002)「若年層の雇用の非正規化と結婚行動」『人口問題研究』 58-2
- 仙田幸子・樋口美雄(2000)「妻の職種別にみた子どもを持つことの経済的コストの違い」『人口問題研究』

56-4

四方理人(2004)「晚婚化と就業意識」『女性の就業と親子関係双書(ジェンダー分析 6)』
本田由紀編 効果書房

武内真美子(2004)「女性就業のパネル分析配偶者所得効果の再検証」『日本労働研究雑誌』6月号
(No. 527).

田中重人・秋山哲也(1999)「意識の男女差と結婚の遅れ: 第10回出生動向基本調査独身者票「女性の人生コース」再分析」『季刊 家計経済研究』41. pp.64-70.

山田昌弘(1996)『結婚の社会学:未婚化・晚婚化はつづくのか』丸善ライブラリー

吉田崇(2004)「M字曲線が底上げした本当の意味:女性の「社会進出」再考」『家族社会学研究』16(1).
Pp.61-70

表 1 基本統計量

年齢	28.17
在学中	0.03
中学卒	0.01
高校	0.27
専門学校	0.20
短大・高専	0.27
大学・大学院	0.25
正規雇用	0.61
非正規雇用	0.34
非雇用就業	0.05
結婚時就業：退職志向	0.19
結婚時就業：継続志向	0.37
結婚時就業：考えていない	0.44
出産時就業：退職志向	0.22
出産時就業：継続志向	0.28
出産時就業：考えていない	0.50
世帯所得責任：夫に責任	0.51
世帯所得責任：夫婦共同	0.41
世帯所得責任：わからない	0.08
家事責任：妻に責任	0.37
家事責任：夫婦共同	0.58
家事責任：わからない	0.05
育児責任：妻に責任	0.06
育児責任：夫婦共同	0.90
育児責任：わからない	0.04

出所：『21世紀成年者縦断調査』(第1回から第9回調査)より筆者作成

表2 結婚確率についてのロジットモデルによる分析結果

	(1)			(2)		
	Odds	Ratio	Std. Err.	Odds	Ratio	Std. Err.
在学中	0.41	0.13	**	0.37	0.12	**
中学卒 ¹	0.97	0.29		0.92	0.29	
専門学校	1.07	0.09		1.07	0.09	
短大・高専	1.01	0.08		1.01	0.08	
大学・大学院	1.14	0.09	+	1.14	0.09	
非正規雇用 ²	0.91	0.06		0.90	0.06	+
非雇用就業	0.77	0.11	+	0.74	0.10	*
結婚時就業 ³ : 繼続志向	1.27	0.11	**	1.27	0.12	**
結婚時就業: 考えていない	0.81	0.07	*	0.82	0.08	*
出産時就業 ⁴ : 繼続志向	0.81	0.07	*	0.83	0.08	*
出産時就業: 考えていない	0.80	0.06	**	0.86	0.07	*
世帯所得責任 ⁵ : 夫婦共同				1.08	0.08	
世帯所得責任: わからない				0.78	0.12	
家事責任 ⁶ : 夫婦共同				0.83	0.06	**
家事責任: わからない				0.83	0.21	
育児責任 ⁷ : 夫婦共同				0.84	0.10	
育児責任: わからない				0.75	0.21	
年齢変数 ⁸						
20歳	0.21	0.11	**	0.23	0.12	**
21歳	0.45	0.12	**	0.48	0.13	**
22歳	0.54	0.11	**	0.55	0.11	**
23歳	0.61	0.10	**	0.60	0.10	**
24歳	0.70	0.11	*	0.70	0.11	*
26歳	1.09	0.14		1.10	0.15	
27歳	1.35	0.17	*	1.38	0.18	*
28歳	1.26	0.16	+	1.28	0.17	+
29歳	1.42	0.18	**	1.47	0.19	**
30歳	1.11	0.15		1.15	0.16	
31歳	1.06	0.15		1.07	0.16	
32歳	0.94	0.14		0.92	0.15	
33歳	1.06	0.16		1.09	0.17	
34歳	0.61	0.12	*	0.62	0.12	*
35歳	0.68	0.14	+	0.73	0.15	
36歳	0.68	0.15	+	0.69	0.16	
37歳	0.70	0.18		0.73	0.19	
38歳以上	0.57	0.13	*	0.57	0.14	*
個人数	4724			4589		
観測数	20543			19629		
LR chi2(35)	264.97			279.13		
Prob > chi2	0			0		
Pseudo R2	0.0256			0.0282		
Log likelihood =	-5036.51			-4813.13		

** … p 値<0.01, ** … p 値<0.05, + … p 値<0.1

注1：「高校」がレファレンスカテゴリー、注2：「正規雇用」がレファレンスカテゴリー
注3：「結婚を機に止める」がレファレンスカテゴリー、注4：「出産を機に止める」がレフ
アレンスカテゴリー、注5：「主に夫に責任」がレファレンスカテゴリー、注6：「主に妻に
責任」がレファレンスカテゴリー、注7：「主に妻に責任」がレファレンスカテゴリー、注
8：25歳がレファレンスカテゴリー、注9：調査時点で無業の場合、結婚を絶対にしたくな
いと回答している場合はサンプルから除かれる。また、モデル②では第1回目調査で世帯
収入について「主に妻に責任」と回答している場合、家事もしくは育児について「主に夫
に責任と回答している場合は、サンプルから除いている。

Ⅱ部 高齢社会対策班

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業）
分担研究報告書

新しい行動様式の変化等の分析・把握を目的とした縦断調査の利用方法の開発と厚生労働行政に対する提言に関する研究

「特別支給の老齢厚生年金（定額部分）支給開始年齢引上げによる雇用と年金の接続の変化：予備的考察」

分担研究者 山田篤裕 所属 慶應義塾大学経済学部

研究要旨

2010 年度に特別支給の老齢厚生年金（定額部分）の支給開始年齢が 63 歳から 64 歳に引上げられたことにより、雇用と年金の接続がどのように変化したか、厚生労働省「中高年者縦断調査」を用い検討した。具体的には、支給開始年齢が 63 歳である 1946 年度生まれと 64 歳である 1947 年度生まれ、被用者職歴と自営業職歴とを比較することで、就業率、公的・私的年金や雇用保険の受給パターン等がどのように変化したかクロス集計により検討した。比較対象群として自営業職歴を用いた理由は、この職歴グループが特別支給の老齢厚生年金（定額部分）の支給開始年齢の引き上げの影響を受けにくいためである。分析の結果、特別支給の老齢厚生年金（定額部分）の支給開始年齢引き上げにより、63 歳時点の公的年金受給額は低くなっていたが、改正高年齢者雇用安定法による雇用確保措置の適用年齢引き上げによる就業率上昇、また一部には私的年金受給率上昇により、公的年金以外の本人収入はむしろ増大し、低所得層は減少していた。

A. 研究目的

2010 年度に特別支給の老齢厚生年金（定額部分）の男性に対する支給開始年齢が 63 歳から 64 歳に引上げられたことにより、雇用と年金の接続がどのように変化したかについて明らかにする。

B. 研究方法

厚生労働省「中高年者縦断調査」第 1～6 回の個票を用い、特別支給の老齢厚生年金（定額部分）支給開始年齢が 63 歳である

1946 年度生まれと 64 歳である 1947 年度生まれ、被用者職歴と自営業職歴（いずれも男性）を比較することで、就業率、公的・私的年金や雇用保険の受給パターン等がどのように変化したかクロス集計により検討した。比較対象群として自営業職歴を用いた理由は、この職歴グループが特別支給の老齢厚生年金（定額部分）の支給開始年齢の引き上げの影響を受けにくいためである。

（倫理面への配慮）

すでに匿名化されているデータの二次利用であるため特に必要なし。

C. 研究結果

1946 年度生まれと比較し、1947 年度生まれの 63 歳時点での被用者職歴男性の①就業率は 5% ポイント高く、②就業者に占める短時間（週労働時間 30 時間未満）労働者は 5% ポイント低く、③就業者に占める 1 年以内の再就職者は 8% ポイント低く、④私的年金受給率は 2% ポイント高く、⑤公的年金受給額の分布は低い方に移動したが、公的年金以外の本人収入額の分布は高い方に移動した

D. 考察

特別支給の老齢厚生年金（定額部分）の支給開始年齢引き上げにより、被用者職歴の 63 歳時点での公的年金受給額は低くな

っていたが、改正高年齢者雇用安定法による雇用確保措置の適用年齢引き上げによる就業率上昇、また一部には私的年金受給率上昇により、公的年金以外の本人収入はむしろ増大し、低所得層は減少していた。

E. 結論

特別支給の老齢厚生年金（定額部分）の支給開始年齢引き上げ（63 歳から 64 歳への引き上げ）は、改正高年齢者雇用安定法による雇用確保措置の義務年齢引き上げにより補完され、被用者職歴の 63 歳時点の経済状況を悪化させていなかった。

F. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

第4章：特別支給の老齢厚生年金（定額部分） 支給開始年齢引上げによる雇用と年金の接続の 変化：予備的考察

山田篤裕（慶應義塾大学経済学部）

要旨

2010年度に特別支給の老齢厚生年金（定額部分）の支給開始年齢が63歳から64歳に引上げられたことにより、雇用と年金の接続がどのように変化したか、厚生労働省「中高年者縦断調査」を用い検討した。具体的には、支給開始年齢が63歳である1946年度生まれと64歳である1947年度生まれ、被用者職歴と自営業職歴（いずれも男性）とを比較することで、就業率、公的・私的年金や雇用保険の受給パターン等がどのように変化したかクロス集計により検討した。比較対象群として自営業職歴を用いた理由は、この職歴グループが特別支給の老齢厚生年金（定額部分）の支給開始年齢の引き上げの影響を受けにくいためである。分析の結果、1946年度生まれと比較し、1947年度生まれの63歳時点の被用者職歴男性の①就業率は5%ポイント高く、②就業者に占める短時間（週労働時間30時間未満）労働者は5%ポイント低く、③就業者に占める1年以内の再就職者は8%ポイント低く、④私的年金受給率は2%ポイント高く、⑤公的年金受給額の分布は低い方に移動したが、公的年金以外の本人収入額の分布は高い方に移動したため、低所得層が減少したことなどが明らかにされた。

1. はじめに

適切な所得保障の観点から、引退期において雇用と年金との接続をどのように図るかは重要な政策課題である。雇用と年金との接続に関し、とくに60歳代前半の雇用者をとりまく環境は2000年代に入り、大きく変化した。1994年の年金改革により、特別支給の老齢厚生年金の定額部分（1階部分）の支給開始年齢は2001年から2013年にかけて段階的に65歳まで引き上げられた。また2004年の高年齢者雇用安定法改正は、2006年4月以降、65歳未満の定年の定めをしている企業に対し、定額部分の年金支給開始年齢の段階的引き上げに合わせ、その支給開始年齢まで高年齢者の雇用確保措置を講じることを義務付けた。さらに2004年の年金改革では、60歳台前半の在職老齢年金制度による一律2割の年金支給停止を廃止（2005年4月施行）した。

本稿は、このような制度変更の中、とくに特別支給の老齢厚生年金（定額部分）の支給

開始年齢引き上げに伴い、どのように雇用と年金の接続が変化したのか、2005 年から 2010 年までの 6 時点分の厚生労働省「中高年者総断調査」個票データに基づき、基礎的な情報を提供することを目的とする。より具体的には、2010 年度に特別支給の老齢厚生年金（定額部分）の支給開始年齢が 63 歳から 64 歳への引き上げられたことに焦点を当て、その引き上げにより就業、公的・私的年金や雇用保険の受給パターンや所得・負債・貯蓄などにどのような変化が生じたのかを検討する。なお、定額部分の支給開始年齢の引き上げと同時に、高齢者雇用安定法による雇用確保措置も 63 歳までから 64 歳まで義務年齢が広げられたため、実際にはこれらの変化は支給開始年齢引き上げと雇用確保措置による複合的效果により、もたらされていることになる。

結論を先に述べれば、本稿の予備的考察の結果、得られた暫定的な知見は以下のとおりである。1946 年度生まれと比較し、1947 年度生まれの 63 歳時点の被用者職歴男性の①就業率は 5% ポイント高く、②就業者に占める短時間（週労働時間 30 時間未満）労働者は 5% ポイント低く、③就業者に占める 1 年以内の再就職者は 8% ポイント低く、④私的年金受給率は 2% ポイント高く、⑤公的年金受給額の分布は低い方に移動したが、公的年金以外の本人収入額の分布は高い方に移動した。言い換えると、特別支給の老齢厚生年金（定額部分）の支給開始年齢引き上げにより、63 歳時点の公的年金受給額は低くなっていたが、改正高齢者雇用安定法による雇用確保措置の適用年齢引き上げによる就業率上昇、また一部は私的年金受給率上昇により、公的年金以外の本人収入はむしろ増大し、低所得層は減少していたことが明らかにされた。

2. 制度的背景

表 1 で示されるように、1994（平成 6）年の年金制度改革により、1941 年度¹以降に生まれたコード男から、特別支給の老齢厚生年金（定額部分）の受給開始年齢はそれ以前のコード男における 60 歳から 1 歳引き上げられ、61 歳となり、その後も徐々に引き上げられ、1949 年度生まれ以降のコードでは 65 歳となる。この特別支給の老齢厚生年金（定額部分）の引き上げ過程は、2001（平成 13）年から 2013（平成 25）年にかけて行われている。

【表 1：特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢の引上げ】

同様に 2000（平成 12）年の年金制度改革により、特別支給の老齢厚生年金の 2 階段部分（報酬比例部分）の支給開始年齢についても 2013（平成 25）年から 2025（平成 37）年にかけて段階的に 65 歳まで引き上げられることになっている。女性については、男性より 5 年度新しいコード（=1946 年度生まれ）から、支給開始年齢引上げスケジュールが順次適用されていく。なお続く 2004 年の年金改革では、60 歳台前半の在職老齢年金制度による一律 2 割の年金支給停止を廃止（2005 年 4 月施行）した。

¹ より正確には t 年 4 月 1 日生まれは t-1 年度の支給開始年齢引上げルールが適用される。以下同じ。

また特別支給の老齢厚生年金(定額部分)の支給開始年齢引き上げに関連し、2004年に高年齢者雇用安定法が改正²された。これにより2006年度以降、65歳未満の定年の定めをしている企業に対し、年金支給開始年齢までの雇用確保措置を講じる³ことを義務付けた。高年齢者雇用確保措置の義務年齢は、年金支給開始年齢の引上げに合わせることとされており、62歳まで⁴から65歳まで段階的に引上げられている。なお同法は2013年から始まる特別支給の老齢厚生年金(報酬比例部分)の支給開始年齢引き上げに関連し2012年にも改正(施行は2013年)⁵された。

このような制度改正があった中、高齢者の就業率はどのように推移したのであろうか。1968年から2012年までの、高齢男性における就業率の長期的推移を、総務省「労働力調査(長期時系列)」に基づき年齢階級別に示したのが図1である。

【図1:年齢階級別就業率(男性、1968~2012年)】

60~64歳の就業率に注目すると、1968年には81%であったものが、以降、長期的に低下し、1989年には67%となる。その後、1992年まで72%までいったん上昇するが、いわゆるバブル経済後の景気後退期に再度低下しはじめる。しかし、特別支給の老齢厚生年金(定額部分)の支給開始年齢が引き上げられ始めた2001年以降、2002年には64%と底を打ち、再び上昇し始める。とくに年金支給開始年齢に合わせ雇用確保措置を義務付けた改正高年齢者雇用安定法が施行された2006年から2007年にかけて就業率は4%ポイント近く改善している。リーマンショックによる世界同時不況が始まる2008年には就業率は73%と1979年と同水準になり、その後、若干の低下はあったが、20年前と同水準を近年も維持している。

65~69歳については、60~64歳ほどの就業率の改善はないが、1968年以降趨勢的に続いてきた長期的な低下傾向は2004年を底に下げ止まり、若干の改善とともに47%前後で近年推移しているところである。

² 中高年齢者等雇用促進法改正により、高年齢者雇用安定法は1986年に制定され、60歳定年が努力義務化された。1990年改正では定年後再雇用の努力義務化、1994年改正では60歳定年の義務化(1998年施行)、2000年改正では65歳までの雇用確保措置の努力義務化が導入された。

³ ここでいう雇用確保措置には①定年年齢の引上げ、②継続雇用制度の導入(再雇用制度及び勤務延長制度により雇用を確保するが定年年齢自体は据置)、③定年の定めの廃止(年齢を理由とした労働契約の終了を行わない)の3種類がある。

⁴ 特別支給の老齢厚生年金(定額部分)引上げ開始(2001年)より遅れて、改正高年齢者雇用安定法(2006年施行)による雇用確保措置の義務化が導入されたため、すでにその時点で定額部分開始年齢は62歳になっていた。そのため、改正高年齢者雇用安定法による義務年齢の開始は施行時(2006年4月)に61歳からではなく62歳からとなった。

⁵ 改正内容は、①継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止、②継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大、③義務違反の企業に対する公表規定の導入、④高年齢者雇用確保措置の実施および運用に関する指針の策定である。